



東京家裁総第 577 号

令和 3 年 8 月 17 日

山 中 理 司 様

東京家庭裁判所長 杉 原 則 彦



司法行政文書開示通知書

令和 2 年 4 月 10 日付け（同月 13 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和 2 年 4 月 1 日付け「新型コロナウイルス感染症罹患者が判明した場合の消毒について」と題する書面 (片面で 3 枚)

2 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 総務課 電話 03 (3502) 7018 (ダイヤルイン)

新型コロナウイルス感染症罹患者が判明した場合の消毒について

【目的】

新型コロナウイルス感染症罹患者（以下「罹患者」という。）の分泌物及びこれらが付着した可能性のある菌所及び高頻度接触面を消毒する。

【要領】

1 消毒を始める時期

東京家庭裁判所職員が新型コロナウイルス感染症に罹患し、感染症の症状が発症している状況下で登庁していたことが判明した場合は、保健所の指導を受けて速やかに庁舎の消毒を実施する。

2 消毒実施に向けた手順等

(1) 罹患者情報の受理

総務課長において、職員又は保健所から、職員が新型コロナウイルスに感染している旨の情報を受理した場合は、家裁幹部職員及び地裁事務局次長に速やかに当該事実を連絡する。

(2) 罹患者の使用した執務室等の閉鎖

庁舎管理権者の指示を受け、経理課は、執務室等（含調停室、児童室、審判廷、法廷等を含む。）の消毒作業を行う場所を、消毒作業が終了し安全が確認されるまでの間、直ちに閉鎖する。

なお、閉鎖中は消毒作業担当者及び総務課長が特に立ち入りを認めた者以外の立ち入りを禁止する。また、総務課長が特に立ち入りを認めた者が閉鎖された場所に立ち入る場合は、消毒作業担当者が消毒時に着用する装備と同じものを着用し、閉鎖場所を出る際に消毒作業後の措置を行うこととする。

(3) 消毒計画の策定と消毒の指示

経理課は、保健所の指導内容及び人事課が主管となって整理した罹患者の行動範囲情報を基に消毒計画を策定し、消毒作業担当部署（罹患者が所属する部署）に消毒のために必要な資材を提供して、消毒を指示する。

(4) 消毒作業担当部署等による消毒の実施

消毒作業担当部署の幹部職員は、消毒作業担当者を決め、執務室等の消毒を実施する。

経理課は、消毒作業を行う場所のうち、執務室等を除く共用部分の消毒を実施する。

(5) 消毒結果の報告

消毒作業担当部署の幹部職員及び経理課長は、消毒終了後直ちにその旨を総務課長に報告する。

(6) 執務室等の閉鎖の解除

庁舎管理権者は、(5)の消毒結果の報告及び保健所の意見を受け、適時に執務室等の閉鎖を解除する。

(7) 消毒作業によって発生したごみの管理及び廃棄

消毒作業によって発生したごみは、経理課に引き継ぐ。

3 消毒

(1) 消毒方法

消毒作業担当者は、サージカルマスク（不織布マスク、以下同じ。）、手袋及びゴーグルを着用して、消毒場所の換気をできる限り確保した上で、次のいずれかの方法により消毒作業を行う。

ア 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムを雑巾に含ませて消毒箇所を拭き、自然乾燥させる。

イ スプレーを使い、過酸化水素水を消毒箇所に散布し、5分経過後、雑巾で拭き取る。

(2) 消毒範囲

罹患者が発熱（37.5℃以上）等の症状が出てから庁舎内で行動した場所のうち、保健所からの指導を受けて経理課長が指示する部分について消毒を行う（以下に事前に想定される場所及び部分を示す。）。

なお、天井、壁及び床については、罹患者が直接高頻度で接触したり、吐しゃした等特段の事情がない限り、消毒は行わない。

ア 罹患者が利用している執務室

机上 椅子 電話 PCキーボード ドアノブ ロッカーのノブ
照明スイッチ コピー機 鍵 プラスチック製事件記録のファイル
その他罹患者接触物 等

イ 罹患者が利用している執務室に準じる場所（調停室、児童室、審判廷、法廷、専用エレベーター）

机上 椅子 電話 PCキーボード ドアノブ 照明スイッチ
鍵 エレベーター操作ボタン その他罹患者接触物 等

ウ 共用部分

（ア） 罹患者が通常利用するトイレ

流水レバー・ボタン 便器のふた 水道の蛇口 個室のドアノブ
その他罹患者接触物 等

（イ） 罹患者の動線等

a 動線

日常清掃部分（一般エレベーター及び床）を除く次の部分
階段の手すり

b 発症後に立ち寄った場所

（a） 食堂（必要性については保健所と調整の上、決定）

ドア取手 机上 椅子 その他罹患者接触物 等

(b) 当直室（共用スペース、個室ブース及び浴室）

机上 椅子 電話 PCキーボード 照明スイッチ コピー機
鍵 ドアノブ トイレの流水レバー・ボタン 便器のふた
トイレ及び浴室の水道の蛇口 その他罹患者接触物 等

(3) 消毒作業後の措置

消毒作業担当者は、作業後、次の措置を確実に行う。

ア 装着物等

使用したサージカルマスク、手袋及び雑巾はビニール袋に密封して、また、使用したゴーグルは、(1)の方法により消毒し、それぞれ経理課に引き継ぐ。

イ 手指衛生等

消毒作業担当者は、消毒作業終了後、厚労省が示す手指衛生のための手洗いを行うとともに、アルコール消毒剤を使って消毒を行う。なお、手指衛生を実施しないまま、自身の目や顔に触れないように注意する。

4 その他

本要領は、C棟内の家裁管理区域における取扱いを定めるが、地簡裁の管理区域と共管する区域については地裁と情報を十分に共有して事前に調整をした上で対応する。

また、地簡裁単独管理区域についても情報の共有を徹底し、必要な衛生管理に努める。